

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

■事業報告

1. 「財産及び損益の状況」
2. 「主要な事業内容」
3. 「主要な営業所等」
4. 「使用人の状況」
5. 「主要な借入先の状況」
6. 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
7. 「新株予約権等の状況」
8. 「会計監査人の状況」
9. 「業務の適正を確保するための体制」
10. 「業務の適正を確保するための体制の
運用状況の概要」

■連結計算書類

1. 「連結株主資本等変動計算書」
2. 「連結注記表」

■計算書類

1. 「株主資本等変動計算書」
2. 「個別注記表」

第44期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）

株式会社サンワカンパニー

上記の項目につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://info.sanwacompany.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

■事業報告

1. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 41 期 (2019年9月期)	第 42 期 (2020年9月期)	第 43 期 (2021年9月期)	第 44 期 (当連結会計年度) (2022年9月期)
売 上 高(千円)	—	—	—	13,257,520
経 常 利 益(千円)	—	—	—	942,573
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	—	—	—	606,240
1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	33.40
総 資 産(千円)	—	—	—	7,644,022
純 資 産(千円)	—	—	—	2,800,681
1株当たり純資産額(円)	—	—	—	149.61

(注) 1. 第44期より連結計算書類を作成しているため、第43期以前の各数値については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 41 期 (2019年 9 月期)	第 42 期 (2020年 9 月期)	第 43 期 (2021年 9 月期)	第 44 期 (当事業年度) (2022年 9 月期)
売 上 高(千円)	10,213,113	10,465,467	11,259,824	12,950,909
経 常 利 益(千円)	85,550	57,378	275,619	1,023,463
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	49,464	△168,824	△50,898	712,449
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失(△)(円)	2.93	△9.68	△2.91	39.25
総 資 産(千円)	4,694,451	4,387,292	4,716,457	6,796,951
純 資 産(千円)	2,177,708	1,968,085	1,800,574	2,906,890
1株当たり純資産額(円)	125.03	112.42	103.65	155.34

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

当社グループが現在行っている事業の主なものは、次のとおりであります。

① 住設・建材EC事業

建築資材・住宅設備機器等のインターネット通信販売事業を行っております。

② 住宅事業

建売住宅事業、注文住宅事業及びデザイン性の高い住宅設計を可能とするサービスを行っております。

3. 主要な営業所等（2022年9月30日現在）

(1) 当社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市北区茶屋町19番19号 アプローチタワー21階
営 業 所 (ショールーム)	東京（東京都港区） 大阪（大阪市北区） 仙台（仙台市青葉区） 名古屋（名古屋市東区） 福岡（福岡市博多区） 横浜（横浜市西区）

（注） 1. 横浜ショールームは2022年3月1日付で新設いたしました。

2. 福岡ショールームは2022年8月2日付で福岡市博多区博多駅前2-17-1から同区下川端町3-1へ移転いたしました。

(2) 子会社

名 称	所 在 地
株式会社ベストブライト	福岡市南区桧原1-11-37
営 業 所	北九州（福岡県北九州市） 佐賀（佐賀県佐賀市） 長崎（長崎県大村市） 宮崎（宮崎県宮崎市） 鹿児島（鹿児島県鹿児島市）

4. 使用人の状況（2022年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
238(53) 名	—

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
222(46) 名	29名増（2名増）	36.9歳	4.7年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

5. 主要な借入先の状況（2022年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	561,336千円
株式会社三菱UFJ銀行	300,000
株式会社佐賀銀行	245,236
株式会社みずほ銀行	200,000
三井住友信託銀行株式会社	117,500

- （注） 1. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を取引銀行8行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は1,491百万円であります。

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

7. 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付した新株予約権の状況

	第5回新株予約権
発行決議日	2022年4月14日
新株予約権の数	9,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 900,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき169円
新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額	新株予約権1個につき61,700円 (1株当たり 617円)
権利行使期間	2028年1月1日から 2029年12月31日まで
保有者	取締役(社外取締役を除く。)2名
役員の保有状況	新株予約権の数 9,000個 目的となる株式数 900,000株
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 第5回新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

- (2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、以下の第1、3、9号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
- 1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - 2 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - 3 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - 4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - 6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - 7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - 8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - 9 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (3) 本新株予約権者は、2027年9月期の事業年度において、当社が連結決算を導入している場合には、2027年9月期の連結会計年度における当社連結計算書類の連結損益計算書における売上高が190億円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。本新株予約権者は、2027年9月期の事業年度において、当社が連結決算を導入していない場合には、2027年9月期の事業年度における当社単体での損益計算書における売上高が190億円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第 6 回新株予約権
発行決議日	2022年 4 月14日
新株予約権の数	3, 000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 300, 000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個につき169円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個につき61, 700円 (1株当たり 617円)
権利行使期間	2028年 1 月 1 日から 2029年12月31日まで
交付対象者	当社使用人 1 名 (注) 1
使用人等への交付状況	新株予約権の数 3, 000個 目的となる株式数 300, 000株
新株予約権の行使の条件	(注) 2

(注) 1. 第 6 回新株予約権は、許村幸司を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社使用人（管理職）及び当社子会社の取締役のうち受益者として指定された者に交付されます。

2. 第 6 回新株予約権の行使の条件

- (1) 受益者は、本新株予約権を取得した時点において当該受益者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 受益者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、以下の第 1、3、9 号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

- 2 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - 3 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - 4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - 6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - 7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - 8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - 9 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (3) 受益者は、2027年9月期の事業年度において、当社が連結決算を導入している場合には、2027年9月期の連結会計年度における当社連結計算書類の連結損益計算書における売上高が190億円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。受益者は、2027年9月期の事業年度において、当社が連結決算を導入していない場合には、2027年9月期の事業年度における当社単体での損益計算書における売上高が190億円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ③ その他新株予約権等の状況
- 該当事項はありません。

8. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、報酬見積の算定根拠等について確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき適切であると判断したため、上記金額に同意しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人として相応しくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき重大な支障があると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、そのほか会計監査人が責務を適切に執行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

9. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守する行動規範として、「コンプライアンス基本方針」を定めるほか、コンプライアンスに関する諸規程を整備し、周知徹底を図る。
- ② 社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。
- ③ コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス活動を横断的に統括する。また、内部監査担当部署を設置し、業務の適正性に関する内部監査を行う。
- ④ 各部署責任者は、コンプライアンス委員会委員を兼ね、当該各部署で法令、社内規程等の遵守体制を維持向上する責を負う。
- ⑤ 役員及び使用人がコンプライアンス上の問題点について報告できる通報制度を設置し、内部受付窓口、経営から独立した窓口（監査役）及び外部受付窓口（法律事務所）を定める。なお、報告者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス基本方針」に基づき、毅然とした態度で排除する。
- ⑦ 金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を制定し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従いこれらを保存、管理する。
- ② 取締役の職務執行に係る上記文書等は、取締役及び監査役の求めに応じて、閲覧・謄写・複写できる状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社を取り巻く様々なリスクに対して管理・対応できるよう「リスク管理規程」を制定する。
- ② 社長を最高責任者とするリスク管理委員会を設置し、全社のリスクマネジメントを行う。
- ③ リスク管理担当部署を設置し、リスク管理活動を横断的に統括する。
- ④ 各部署責任者は、各部署におけるリスク管理責任者として、必要に応じ様々なリスクに対応するため、各担当リスクの管理に関わる課題、対応策を整理し、責任を持って対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を原則毎月1回開催する。
- ② 業務執行取締役は、「職務分掌規程」「職務権限規程」に基づき業務を担当し執行する。
- ③ 中長期的な視野に立った経営計画を定期的に策定する。この経営計画を実現するために、年度ごとに全社的な目標を設定した予算を立案し、各部署において目標達成に向け具体策を実行する。
- ④ 業務執行取締役及び各部署責任者をもって構成する全社会議を定期的に開催し、経営計画の実行について情報を共有するとともに、進捗状況のフォローを行う。

(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規程」を設け、子会社における様々な事項について、当社に報告する体制を整備する。また、子会社管理を行う専任の組織を設置し、当社の取締役会において、子会社の月次報告を行う。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」及び「リスク管理規程」等を設け、子会社における損失の発生を含む様々なリスクを当社でもマネジメントできる体制を整備する。また、当社の取締役会で行われる子会社の月次報告において、様々なリスクをマネジメントする。さらに、子会社自身でもリスク管理に関する基準を設け、リスクをマネジメントする体制を整備する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規程」等を設け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう体制を整備する。また、子会社自身では、取締役等が効率的に職務を執行できるよう「職務分掌規程」等を設け業務を分担し、業務を執行する。

- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス基本方針」を掲げ、企業集団としてグループ全体のコンプライアンス体制の維持・向上を図る。また、通報制度として設置した内部受付窓口、経営から独立した窓口（監査役）及び外部受付窓口（法律事務所）へは、子会社の使用人等からの通報も可能とする。

グループ各社の規模等に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の監査役及び内部監査担当部署が子会社を監査し、グループ全体の業務の適正を確保することとする。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査役を補助するため内部監査担当部署に兼任の使用人を配置する。
- ② 監査役を補助する使用人の任命・異動・人事評価等は、監査役の同意を得て行い、業務執行取締役からの独立性を確保する。
- ③ 監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従い、監査役の職務を補助する。
- ④ 監査役を補助する使用人は、監査役を補助する職務に関して業務執行取締役からの指揮命令を受けない。なお、監査役を補助する使用人は、監査役から指示された事項を最優先して実施する。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、法令に違反する事実又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告するものとする。
- ② 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとする。

- ③ 代表取締役は、業務執行取締役の選解任又は辞任並びにその報酬について、監査役に適宜適切に報告を行う。
- ④ 業務執行取締役は、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事象が生じたときは、自ら又は関係部署責任者により、直ちに監査役に報告を行う。
- ⑤ 監査役は、重要な会議に出席し、稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて業務執行取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ⑥ 監査役は、子会社に赴き、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ⑦ 当社グループの役員及び使用人は、コンプライアンス上の問題点を、当社の通報制度を使用しないで、監査役に対して直接報告することができる。この場合、報告者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役の職務の執行に必要な費用は、すべて每期独立した予算を計上し、経費支払基準に基づき速やかに費用の処理を行う。
- ② 監査役は、必要により独自に外部専門家等を活用することができ、この場合の費用は当社が負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、効果的な監査を実施できるよう内部監査担当部署及び内部統制担当部署との連携を図る。
- ② 監査役は、毎年監査方針及び監査計画を立案し、取締役会に報告する。
- ③ 監査役は、取締役会又はその他の場を通して、監査等での指摘事項の対応状況につき説明を受け、フィードバックを行うなど、監査の実効性を高める。
- ④ 監査役は、代表取締役及び会計監査人と、それぞれ定期的に監査等について意見交換を行う。

10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) リスクマネジメントに対する取組

リスクマネジメントにつきましては、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を開催し、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と適切かつ迅速な対応ができるよう統括的なリスク管理を行っております。

定期的に実施しているリスクの棚卸しを通じその把握に努め、各リスクの担当部署及び関係部署が連携して、課題について整理し、対応策に取り組みました。

例えば、発生した製品事故に関しての再発防止策の社内共有、防災マニュアルに基づく災害対応訓練等、リスク発生の未然防止に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的に、マスクの着用や手洗い、アルコール消毒等の基本的な感染対策や在宅勤務、時差出勤制度等の活用推奨等に取り組みました。

(2) コンプライアンスに対する取組

コンプライアンスにつきましては、「コンプライアンス基本方針」に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、法務リスクについて、課題・対応策を検討し、その状況を取締役会に報告することで、内部管理体制の継続的な維持・強化に取り組んでいます。

社内のコンプライアンス意識向上を目的に、Web会議ツールや動画共有ツールを活用し、コンプライアンスに関する社内研修を実施しています。

また、コンプライアンスに関するニュースの配信や内部通報制度の周知強化等を図りました。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組

毎月開催される取締役会には監査役が、幹部会議には常勤監査役が出席し、業務の意思決定及びその執行状況について、法令等の違反がないかなどのチェックを行っております。また、定期的な監査役監査の結果、取締役会及び代表取締役等に対して監査報告を行っております。監査役監査の結果を対象部署にフィードバックし、指摘事項の改善状況について報告することを求めています。

■ 連結計算書類

1. 連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	594,212	544,212	876,489	△216,166	1,798,747
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			394		394
会計方針の変更を反映 した当期首残高	594,212	544,212	876,884	△216,166	1,799,142
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	204,400	204,400			408,800
剰 余 金 の 配 当			△52,116		△52,116
親会社株主に帰属する 当期純利益			606,240		606,240
自己株式の取得				△20	△20
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	204,400	204,400	554,124	△20	962,904
当連結会計年度末残高	798,612	748,612	1,431,008	△216,186	2,762,046

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	1,826	1,826	—	—	1,800,574
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					394
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,826	1,826	—	—	1,800,969
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行					408,800
剰 余 金 の 配 当					△52,116
親会社株主に帰属する 当期純利益					606,240
自己株式の取得					△20
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	11,696	11,696	25,111	—	36,807
当連結会計年度変動額合計	11,696	11,696	25,111	—	999,712
当連結会計年度末残高	13,523	13,523	25,111	—	2,800,681

2. 連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ベストブライト

(2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 SANWA COMPANY HUB PTE. LTD.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ベストブライトの決算日は12月31日であり、連結決算日と異なり、決算日の差異が3ヶ月を超えることから、6月30日での仮決算に基づく計算書類を使用して、連結決算を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等
……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ロ. 棚卸資産

- ・商品、未着商品、貯蔵品、仕掛品、販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金
……個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～47年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

……従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 工事損失引当金

……受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込み額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 商品の販売

商品の販売については、主として建築資材・住宅設備機器等の販売を行っております。これらの販売については原則として、出荷時から顧客による検収までの期間が通常の期間であることから、出荷基準にて収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益と認識しております。

これら商品の販売に付随するWEBポイントについては、当該ポイントを履行義務として識別し、将来の使用見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、契約負債を計上し、当該履行義務については、ポイントの使用に応じて、履行義務が充足されると判断して、収益を認識しております。

② 分譲宅地・戸建住宅の販売等

分譲宅地・戸建住宅の販売等については、主として分譲宅地・戸建分譲等の販売を中心に行っております。これらの販売等については、当社グループは顧客との不動産売買契約書に基づき当該不動産の引渡しを行う履行義務を負っており、当該履行義務は、不動産を引渡した一時点で充足されるものであるため、引渡時点において収益を認識しております。

なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

③ 工事請負契約等

工事請負契約等については、主として顧客との工事請負契約に基づく注文住宅販売、住宅のメンテナンス及び増改築のためのリフォーム販売等を中心に行っております。これらの工事契約等については、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、進捗度の合理的な見積りができない工事契約等については、原価回収基準を適用しております。また、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

④ 中古住宅の買取再販等

中古住宅の買取再販等については、主として中古住宅を仕入れ、当社グループにてリフォームを行い顧客へ販売しております。これらの販売等については、当社グループは顧客との不動産売買契約書に基づき当該不動産の引渡しを行う履行義務を負っており、当該履行義務は、不動産を引渡しした一時点で充足されるものであるため、引渡時点において収益を認識しております。

なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 自社ポイント制度に係る収益認識

当社では、当社独自のポイントサービスを導入しており、当社ECサイトにおいて顧客の商品購入時に発行されるWEBポイントについて、従来は、付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、当該ポイントを履行義務として識別し、将来の使用見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

また、当該履行義務については、ポイントの使用に応じて、履行義務が充足されると判断して、収益を認識しております。

(2) 代理人取引による収益認識

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は727,742千円減少し、売上原価は685,228千円減少し、販売費及び一般管理費は47,732千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5,218千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高に重要な影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 株式会社ベストブライトの株式取得に関連した取得時の株式価値とのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

計上した金額

のれん 210,547千円

のれんにつきましては、2022年5月20日に取得した株式会社ベストブライト（以下「BB社」とする。）に係るものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

BB社の株式価値は、経営者により策定されたBB社の事業計画を基礎とした将来キャッシュフローを使用し、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算定された株式価値を踏まえて決定しております。当該のれんの金額はBB社株式の取得原価と純資産の差額から算出しており、結果、210,547千円を計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュフローの見積りにおける主要な仮定については、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もった販売価格推移、販売棟数及びその成長率、売上総利益率であり、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を適用するために使用した割引率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

株式価値算定に用いた上記の主要な仮定については、不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、上記の算定基礎が大きく悪化する場合にはのれんに減損損失が発生する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳

商品	1,595,402千円
未着商品	54,253千円
貯蔵品	27,081千円
仕掛品	4,982千円
販売用不動産	303,226千円
仕掛販売用不動産	514,115千円
未成工事支出金	27,214千円
計	2,526,276千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

棚卸資産	352,280千円
計	352,280千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	404,070千円
計	404,070千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 533,925千円

追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積りについて)

当社グループでは、固定資産の減損会計及びのれんの評価について、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は限定的なものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経営環境への影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

19,171,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年11月19日 取 締 役 会	普 通 株 式	52,116千円	3円	2021年9月30日	2021年12月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年11月25日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	185,519 千円	10円	2022年9月30日	2022年12月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しており、また資金調達については銀行借入もしくは社債の発行により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、事業所の賃借に伴い預託したものであり、差入先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、与信管理基準に則り、取引先ごとに期日及び残高の管理を行うとともに、ファクタリングの利用により信用リスクの低減に努めております。

差入保証金については、取引先の状況をモニタリングし、財政状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であることから定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

為替変動のリスクに対しては、為替の状況を逐一確認し、必要に応じて為替予約の実行ないし外貨を取得し、そこから外貨決済を行うことで対応しております。金利変動のリスクに対しては、借入金について、固定金利での調達を行うことで対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

流動性リスクに対しては、随時資金繰計画を作成及び更新して常に手元流動性の状況を把握するとともに、常に当座貸越及び貸出コミットメント枠に余剰を確保しておくことで将来の流動性リスクに対応しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額284,160千円）は、下表には含めておりません。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金は、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (注) 1	時 価 (注) 1	差 額
長 期 借 入 金 (注) 2	(775,907)	(772,246)	△3,660

(注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 2. 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長 期 借 入 金	—	772,246	—	772,246

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	住設・建材 EC事業	住宅事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	12,789,909	354,727	13,144,636	—	13,144,636
一定の期間にわたり 移転される財又は サービス	—	108,979	108,979	—	108,979
顧客との契約から 生じる収益	12,789,909	463,706	13,253,616	—	13,253,616
その他の収益	—	3,903	3,903	—	3,903
外部顧客への売上高	12,789,909	467,610	13,257,520	—	13,257,520

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「5. 会計方針に関する事項(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権	859,906千円
契約資産	6,913千円
前受金	400,573千円
契約負債	26,040千円

契約資産は、工事請負契約に基づく注文住宅等において進捗度又は原価回収基準に基づいて認識した収益に係る未請求の対価に対する権利であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振り替えられ請求に基づき支払いを受けます。

前受金は主に、当社グループが受け取った商品代金のうち、期末時点において未出荷にかかる残高及び工事請負契約及び不動産売買契約に基づく顧客からの残高であります。

契約負債は主に、当社グループが付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末におけるポイントに係る残存履行義務に配分された取引価格の総額は26,040千円であり、当社グループは、当該履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	149円61銭
(2) 1株当たり当期純利益	33円40銭

企業結合等に関する注記

(株式取得による子会社化)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、株式会社ベストブライトの全株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、当社は2022年5月20日付で株式会社ベストブライトの全株式を取得し、子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称、事業の内容及び規模

被取得企業の名称	株式会社ベストブライト
事業の内容	建売住宅事業、注文住宅事業等
資本金の額	30百万円

(2) 企業結合を行った主な理由

本取引により、当社の住宅事業に親和性の高い工務店を組み入れることが可能となり、本事業の更なる成長発展に貢献する予定であり、グループ全体としてより一層の事業拡大を図るため、株式を取得することといたしました。

(3) 企業結合日

2022年3月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社ベストブライト

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得するためであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年4月1日から2022年6月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	230,000千円
取得原価		230,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 51,469千円
5. 支払い資金の調達方法及び支払方法
借入による調達
6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - (1) 発生したのれん
221,629千円
 - (2) 発生原因
主として、株式会社ベストブライトが持つ九州地区における住宅事業に係る知見及びネットワークと当社グループが展開する住宅事業とのシナジー効果の創出によって期待される超過収益力であります。
 - (3) 償却方法及び償却期間
のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却しております。
7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	983,673千円
固定資産	87,309千円
資産合計	1,070,983千円
流動負債	685,534千円
固定負債	377,078千円
負債合計	1,062,612千円
8. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

売上高	1,406,327千円
営業利益	29,185千円
経常利益	23,226千円
税金等調整前当期純利益	23,672千円
親会社株主に帰属する当期純利益	19,600千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

■ 計算書類

1. 株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	594,212	544,212	544,212	876,489	876,489	△216,166	1,798,747
会計方針の変更による累積的影響額				394	394		394
会計方針の変更を反映した当期首残高	594,212	544,212	544,212	876,884	876,884	△216,166	1,799,142
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	204,400	204,400	204,400				408,800
剰 余 金 の 配 当				△52,116	△52,116		△52,116
当 期 純 利 益				712,449	712,449		712,449
自 己 株 式 の 取 得						△20	△20
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	204,400	204,400	204,400	660,333	660,333	△20	1,069,113
当 期 末 残 高	798,612	748,612	748,612	1,537,217	1,537,217	△216,186	2,868,255

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	1,826	1,826		1,800,574
会計方針の変更による累積的影響額				394
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,826	1,826		1,800,969
事業年度中の変動額				
新 株 の 発 行				408,800
剰 余 金 の 配 当				△52,116
当 期 純 利 益				712,449
自己株式の取得				△20
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	11,696	11,696	25,111	36,807
事業年度中の変動額合計	11,696	11,696	25,111	36,807
当 期 末 残 高	13,523	13,523	25,111	2,906,890

2. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

② 重要な棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、未着商品、貯蔵品、仕掛品、販売用不動産、仕掛販売用不動産

……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

……定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～47年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

……定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 収益及び費用の計上基準

商品の販売については、主として建築資材・住宅設備機器等の販売を行っております。これら販売については原則として、出荷時から顧客による検収までの期間が通常の期間であることから、出荷基準にて収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益と認識しております。

これら商品の販売に付随するWEBポイントについては、当該ポイントを履行義務として識別し、将来の使用見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、契約負債を計上し、当該履行義務については、ポイントの使用に応じて、履行義務が充足されると判断して、収益を認識しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

……従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

会計方針の変更に関する注記については、「連結注記表（会計方針の変更）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の取得価額の妥当性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 281,469千円（281,469千円）

※（ ）内の金額は、株式会社ベストブライートの株式の計上額であります。

関係会社株式につきましては、2022年5月20日に取得した株式会社ベストブライート（以下「BB社」とする。）の株式の帳簿価額を含んでおります。

なお、当該帳簿価額には221,629千円ののれん相当額が含まれています。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

BB社株式の取得価額は、経営者により策定された同社の事業計画を基礎とした将来キャッシュフローを使用し、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算定された株式価値を踏まえて決定しております。

ロ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

主要な仮定の詳細は連結注記表「5. 会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

株式価値算定に用いた上記の主要な仮定については、不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、上記の算定基礎が大きく悪化する場合には関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳

商品	1,590,705千円
未着商品	54,253千円
貯蔵品	26,558千円
仕掛品	4,982千円
販売用不動産	61,744千円
仕掛販売用不動産	65,789千円
計	1,804,034千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 531,634千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 566千円

6. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積りについて)

当社では、固定資産の減損会計及び関係会社株式の評価について、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社への影響は限定的なものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経営環境への影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

619,025株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	19,035千円
商品評価損	15,401千円
賞与引当金	45,862千円
未払社会保険料	6,544千円
契約負債	9,612千円
株式報酬費用	26,945千円
貸倒引当金	40,671千円
資産除去債務	92,006千円
子会社株式評価損	15,319千円
投資有価証券評価損	19,342千円
減損損失	3,174千円
その他	1,952千円

繰延税金資産小計	295,868千円
評価性引当額	△175,531千円
繰延税金資産合計	120,337千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	5,956千円
資産除去債務	69,599千円

繰延税金負債合計	75,556千円
繰延税金資産の純額	44,780千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

① 子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	株式会社ベ ストブライ ト	所有 直接100%	資金の援助	資金の 貸付 利息の 受取 (注) 1	200,000 566	関係会社短 期貸付金 そ の 他 流 動 資 産	200,000 566
子 会 社	SANWA COMPANY HUB PTE. LTD.	所有 直接100%	資金の援助	資金の 貸付 (注) 2	—	関 係 会 社 長期貸付金	133,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 株式会社ベストブライトへの貸付に対しては、契約に基づき、市場金利を勘案して決定しております。

(注) 2. SANWA COMPANY HUB PTE. LTD. への貸付金に対し、133,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、事業の一時休止を勘案して、無利息としております。

② 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名 称又は氏名	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 等の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	山根 太郎	(被所有) 直接9.1%	当社 代表取締役	金銭報酬 債権の 現物出資	262,800	—	—
役員	津崎 宏一	(被所有) 直接4.9%	当社 取締役	金銭報酬 債権の 現物出資	138,700	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

9. 収益認識に関する注記

収益認識に関する注記については、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	155円34銭
(2) 1株当たり当期純利益	39円25銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。